

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 齋藤 薫

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
新町中河原宿舍浴槽交換工事	仕様書のとおり	式	1	工事概要 浴槽交換 一式

(2) 工 期 契約日～平成31年3月20日(木)

(3) 工 事 場 所 相馬原駐屯地

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省から平成29・30年度建設工事に関する資格決定通知を受けた者のうち、**建築一式D以上又は管工事C以上**に格付けされ本年度競争参加資格を有するもの。
- 契約担当官等から指名停止等の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊 契約班
東部方面会計隊ウェブサイト(www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin)に掲載

4 入札(現場)説明会

実施しない

5 入 札

- 日 時 平成31年2月19日(火) 10:00
- 会 場 陸上自衛隊相馬原駐屯地 1号隊舎3階 商議室
- 郵便による入札 封書に会社名、入札日時、件名及び入札書在中(朱書き)と明記した上、**入札前日の17:00までに第406会計隊契約班必着とする。**

6 入 札 条 件

- 入札金額の内訳書 **ア 入札書には内訳書を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。**
イ 内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合は、原則として当該入札を無効とすること。
- 入 札 金 額 「消費税抜き価格」で記載すること。
- 再 度 入 札 1回の入札で落札決定できない場合には、ただちに再度入札を実施する場合がある。
初度入札で郵便による入札参加者があつた場合、再度入札の時期は次のとおりとする。
日時:平成31年2月22日(金)10:00

7 落 札 決 定 方 法

- 総額で、かつ当該所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。

8 低 入 札 価 格 調 査

- 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った場合は、低入札調査を実施する。
- 調査の結果、最低価格入札であつても必ずしも落札者とならない場合がある。

9 保 証 金

- 入 札 保 証 金 免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、落札金額に消費税相当額を加算した額の5/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- 契 約 保 証 金 免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合、契約金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- 遅 延 賠 償 遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

10 入 札 の 無 効

- 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- 電信、電話、ファックス等による入札
- その他入札に関する条件に違反した場合
- 郵便による入札で期日までに未着のもの
- 工事費の内訳書を提出しなかった者の入札及び内訳書の内容に著しい不備があり当該入札の内訳であると認められない場合

11 契約書の作成

落札者は落札決定後、契約書を建設工事に係る標準契約書の様式により遅滞なく作成し、提出するものとする。

12 前 金 払

契約金額が300万円以上の場合には前金払を利用することができる。利用可能額の上限は契約金額の40%までとする。ただし、低入札価格調査を受けた場合の上限は契約金額の20%までとする。

13 そ の 他

- (1) 委 任 状
- (2) 資 格 審 査 決 定 通 知 書
- (3) 連 絡 先

代表者でない者が入札する場合は、入札時に委任状を提出するものとする。

本年度「資格審査結果通知書」の写しを未提出の業者は入札までに提出

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地

入札に関する事項:第406会計隊 契約班 担当: 中島 電 話0279-54-2011(内線2369)

FAX0279-54-6960(直通)

仕様に関する事項:新町駐屯地管理科 担当:栗原